

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年松江市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前				
別表第 2(第 24 条、第 27 条関係)					別表第 2(第 24 条、第 27 条関係)				
名称	事由	期間			名称	事由	期間		
略					略				
2 証人等としての出頭のための休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる日又は時間			2 証人等としての出頭のための休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人____等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる日又は時間		
略					略				
備考 略					備考 略				
別表第 2 の 2(第 24 条第 2 項関係)					別表第 2 の 2(第 24 条第 2 項関係)				
名称	事由	期間	取得単位	有給又は無給の別	名称	事由	期間	取得単位	有給又は無給の別
略					略				
2 証人等としての出頭のた	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者	その都度必要と認められる日又は時間	1 日又は 1 時間	有給	2 証人等としての出頭のた	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人____	その都度必要と認められる日又は時間	1 日又は 1 時間	有給

めの休 暇	参加人等とし間 て国会、裁判 所、地方公共団 体の議会その 他官公署へ出 頭する場合で、 その勤務しな いことがやむ を得ないと認 められるとき。				めの休 暇	等とし間 て国会、裁判 所、地方公共団 体の議会その 他官公署へ出 頭する場合で、 その勤務しな いことがやむ を得ないと認 められるとき。			
	略					略			
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。